

平成 24 年 11 月 7 日所長会議決定

令和 4 年 3 月 23 日改正

高エネルギー加速器研究機構

ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

ツイッターやブログに代表されるいわゆるソーシャルメディアは、今や国民の生活において欠かすことのできない重要な情報伝達的手段となりつつあります。高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」といいます）の研究活動においても、ソーシャルメディアを有効に活用することで、情報を効果的に伝えたり、収集したりすることが可能となっています。機構と社会の相互関係を構築する際に、ソーシャルメディアは今後ますます重要な手段となることを見込まれます。

ソーシャルメディアには、気軽に情報を発信できる、匿名性、情報がインターネット上にとどまらず広く実社会に拡散する、といった特性があります。不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、社会に対し多大な影響を及ぼした企業の例があるなど、リスク対策をしっかりと行わなければならない面もあります。ソーシャルメディアの利用者は、ソーシャルメディアの特性や自らに関わる社会的規範などを十分理解しなければなりません。そこで、機構職員および機構の業務に携わる者(以下「職員等」といいます)が、ソーシャルメディアを適切に利用し、その有用性を十分に活用できるよう、ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにする「高エネルギー加速器研究機構ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます)を策定することとしました。

なお、機構の業務として利用するソーシャルメディアについては、あらかじめ別に定める「約款による外部サービスの利用に関するガイドライン」を確認のうえ、必ず所定の手続きを行ってください。

1. ソーシャルメディアの定義

インターネットを利用して誰もが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。ソーシャルメディアの例としては

- ブログ
- ナレッジコミュニティ(Wikipedia 等)
- ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Twitter 等)
- 電子掲示板
- 動画や画像の共有サイト(YouTube 等)

等が挙げられます。

2. ガイドラインの必要性および目的

ソーシャルメディアは有効な情報伝達手段ですが、発信した情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、あるいは意図せずして特定または不特定の人たちの感情を害したりした場合には、機構の研究活動に対して想定しない影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクを事前に回避するために職員等が留意すべき事項を明らかにしたものがこのガイドラインです。

3. ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、職員等に対して適用されます。

4. ソーシャルメディア利用に当たっての基本原則

- (1) ソーシャルメディア上で要機密情報（機密性 2 以上の情報）及び個人情報（秘匿性 2 以上の情報）を取り扱うことは原則として禁止します。
- (2) 職員等がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員等であることの自覚と責任を持たなければなりません。
- (3) 機構の職員就業規則や情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければなりません。
<参考 URL> 職員就業規則：<https://stw.kek.jp/stpg/jinji/shugyokisoku/>
情報の取扱いに関する規程等：<https://stw.kek.jp/stpg/iso/rules/>
- (4) 機構の業務として利用するソーシャルメディアについては、「約款による外部サービスの利用に関するガイドライン」を確認のうえ、必ず所定の手続きを行ってください。
<参考 URL> 約款による外部サービスの利用について：
https://stw.kek.jp/stpg/iso/terms_es_app/
- (5) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分に留意してください。
- (6) 社会常識に照らして恥じないよう留意しましょう。
- (7) 匿名で発信したつもりでも、発信の内容や一連の応答の文脈から発信者の身元が判明する可能性があります。
- (8) 一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを自覚しましょう。
- (9) 発信する情報は正確に記述し、その内容について誤解を招かぬよう心掛けてください。
- (10) 発信する情報がどのような影響を及ぼすか、想像力を働かせましょう。
- (11) 自らが発信した情報により意図せずして他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。対応を誤ると一気に批判にさらされ、対応に多大な労力を要することになりかねません。
- (12) 次に掲げる情報は発信してはなりません。
 - 他者への尊敬の念を持たず、礼儀にはずれた言い方を含む情報
 - 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
 - 違法行為または違法行為を煽る情報
 - 単なる噂や噂を助長させる情報
 - その他公序良俗に反する一切の情報

5. ソーシャルメディアを利用して機構に関する情報を発信する際の留意事項

- (1) 公表・公開することを前提とする情報や第三者が知り得ても問題のない情報のみを取り扱うことが明確な場合に限り、機構におけるソーシャルメディアの利用は許容されます。
- (2) 未発表の研究成果や、機構あるいは機構と利害関係にある者または団体の秘密など、職務上知ることのできた秘密を発信してはなりません。
- (3) 機構および他者の権利を侵害する情報を発信してはなりません。
- (4) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する必要があります。
- (5) 機構に関する情報を発信した場合は、たとえ自らは直接職務上関わらない事項であっても、読み手側は職員等による発信だと認識してしまう可能性があります。その記述が不正確な場合には誤解される場合があることについて十分留意する必要があります。
- (6) 実験グループ、部署、業務などでアカウントを作るなどしてソーシャルメディアを活用する場合は、本ガイドラインに加え、特有のガイドラインや運用のルールを作成することが推奨されます。

SNS 利用のコツ

ホームページ、また Twitter や Facebook などの SNS は近年日本でも大変普及しており、情報発信や情報収集のために重要な役割を果たすようになってきました。KEK としても公式の Twitter アカウントがあり、機構の活動を発信しています。また、KEK と関係する実験グループも最新の研究を発信するようになってきました。

一方で、SNS は不特定多数の人の目にとまり、また対話的に発展するため、思わぬトラブルを招く場合があります。ここではとくに最近トラブルが報道される機会の多い Twitter を中心に、職員に最低限守っていただきたい事項をあげるとともに、利用のコツ、注意点をまとめます。

Twitter はツイートと呼ばれる 140 字を単位とするミニブログで、他の人のツイートを「フォロー」して自分のページに表示させるとともに「メンション」によって目的とする相手のページ（タイムライン）に自分のツイートを表示させることで対話的機能が付加されています。また他の人のツイートを自分のところから再発信することができハッシュタグなどの検索機能が充実しているため、多くの人目にツイートを発信することができる可能性を秘めています。より関心が集まる話題に動的に資源が集中する情報発信システムと言えるでしょう。

一方このような発信能力の高さから、多数の人の非難が集中する状態（炎上）や、不適切な情報が短期間で広まる（拡散）という負の側面も注目されるようになりました。とくに人権を毀損するような発言は、短期間に集中して多くの人々の関心を集める傾向にあり、メディアで報道され、また、訓告、懲戒されるような事例（添付資料）も散見されています。

KEK 職員として SNS 利用上の注意

1. SNS を利用する場合に、他の人の立場を尊重し、誹謗・中傷等を行わないことはトラブルを避けるために最低限必要なことと言えるでしょう。
2. 職務に関わる活動について発信する場合には、職務上秘密にすべき事項（セキュリティ情報、決定に至っていない人事、評価に関わることなど）については、極力触れないようにする必要があります。
3. KEK において事故、事件等の緊急事態が発生した場合には、個人的な情報発信を行う前に職員としてすべき対応を優先してください。また、KEK からの公式発表が適切かつ迅速に行われるようにしてください。
4. KEK への一般来訪者、プログラム参加者について批判的な内容を SNS 上で発信することは、来訪者に対して礼儀をかくばかりではなく、プライバシーを侵害する恐れがあります。
5. 職務に関することについて、SNS 上の発言によって誤解を受けた場合には、誤解をとくよう努力するなど、適切な対応を取ってください。
6. 職員や滞在者、学生等が上記のような事項について、問題がある発言を SNS 上でしていると感じた場合には上司等に相談することは一つの方法です。ただし、SNS 上の発言内容を制限することについては、表現の自由に関することでもあり、慎重な対応が望まれます。

次に SNS 上のマナーと考えられることについて示します

1. 正しい情報を発信する

ネット上では多くのソースの不確かな情報が流れており、広く拡散されている情報でも正しくないことがあります。意図的にまちがった情報が流される場合もあり、ソースを確認しないで引用することは危険を伴います。災害情報等は古い情報、間違った情報が被害を引き起こす可能性があります。自分が引用した情報が正しいかどうかは責任をもって確認する必要があります。間違っていた場合は責任をもって修正するようにしましょう。

2. プライバシーの尊重

個人のプライバシーに関する事項について SNS での発言は控えましょう。電話番号、住所等は SNS 上に公開するべき情報ではありません。

3. 他者に対する評価

ネット上で他者、他機関について批判、論評したことからトラブルになる可能性があります。その機関に属する方、あるいは、批評された本人がネット上の発言を閲覧する可能性に留意し、発言に責任をもちましょう。また発言元を引用しながら批判することで、発言者に

批判が集中するなど、あらたなトラブルを引き起こすことが考えられます。

4. 上から目線

「上から目線」というのは、「指導するような、あるいは結論を押し付けるような態度」にたいして批判的に使われる言葉です。研究者は学生を指導する習慣から「～ではダメ」等の表現をとりがちで、これをきっかけとしてトラブルになる場合があります。ネット上でしか知らない人の状況にそった助言するのは難しいことを自覚しましょう。

5. 意見が対立する可能性があることに留意する

一つのことがらに対して様々な見解があり、また人はその見解にこだわりを持っていることがあります。ネット上ではとりわけ意見が対立し、トラブルになりやすい話題があり、その傾向に注意を払っておくことは重要です。SNS 上で自分の意見を表明することに何の問題もありませんが、SNS 上で意見が対立した場合にどのように収束するかイメージをもっておくことは必要です。研究者は一般の人よりも自分の意見に固執する傾向があり、SNS 上の研究者同士の意見の対立は長引く傾向があるようです。

6. ネット上には共通認識がない

日常的に接する人に対しては人間関係を悪化させうる話題は既知であり、友好的な職場環境を維持するために、話題の選択が行われています。一方ネット上での議論は、前提となる共通認識や共通の目標がないため、意見が大きく対立し、感情が激高して、トラブルに発展することがあります。

7. 会話を切り上げる方法

意見が対立した場合、会話を切り上げるのも一つの方法です。対話の打ち切りを提案しても相手が同意せず、継続的にメンションを送ってくる場合には一時的に Twitter を離れることも有効です。Twitter では相手のツイートが自分のタイムラインに表示されず、また相手が自分のツイートをログイン状態で読む事を禁止する「ブロック」という機能も提供されています。また相手にメンションを送り続けると相手のタイムラインが埋まってしまうますが、これは迷惑行為と考えられていることを理解しましょう

8. トラブルは長続きしない

SNS 上のトラブルはいつまでも続くわけではありません。一時的に「炎上」したと思っても、通常は一つの話題は数時間～数日で収束します。トラブルになっても慌てず、誠実に、一貫した対応を取ることが重要です。